平成２９年（フ）第２１１号
宮城県名取市大手町５丁目13番地の３　２号棟
破産者　井上　正宜
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４３７号
名古屋市中村区諏訪町１丁目７番７号　ザ・シティサウスサイド208号
破産者　杉本　浩二
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２７号
大阪市淀川区塚本２丁目11番18号　ひかりマンション　202号
破産者　立花千鶴子
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９１１号
岡山県赤磐市桜が丘東３－３－661、開始決定時大阪府高槻市上牧町２丁目18番11号
破産者　松田　正男
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１２号
神戸市兵庫区石井町６丁目５番１号、開始決定時の住所神戸市兵庫区石井町８丁目１番８号　石井マンション403号室
破産者　小西　博美
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５２号
大阪府高槻市南総持寺町５番34―204号
破産者　青木　正典
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２０号
香川県坂出市林田町103番地１　グランド・アヴェニューＡ101号　開始決定時の住所香川県丸亀市瓦町182番地16
破産者　市村　嘉啓
1　決定年月日　平成29年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第５４号
青森県八戸市大字大久保字下長根28番地、前住所青森県弘前市大字北園２丁目３番地19
破産者　新町　康子（旧姓清藤）
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４号
岩手県北上市藤沢22地割15番地51、旧住所岩手県北上市常盤台４丁目５番33号
破産者　北野　キヨ
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１３号
山形県酒田市上安町２丁目４番11号、住民票上の住所秋田市土崎港南２丁目４番14号
破産者　戸塚　正夫
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６８号
大津市仰木の里東２丁目10番３号
破産者　磯貝　博子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８０４号
福岡市中央区警固２丁目13番17―403号
破産者　新冨　大徳
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９号
福岡市早良区原５丁目17番２―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市早良区原８丁目16番23号
破産者　佐久間幸弘
1　決定年月日　平成29年10月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６号
宮城県大崎市三本木高柳字空屋敷21番地
破産者　田村　純子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
埼玉県吉川市道庭１丁目７番地６、開始決定時の住民票上の住所埼玉県吉川市道庭２丁目７番地３
破産者　和井田　操
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６３号
埼玉県吉川市高久１丁目34番地13、旧住所東京都葛飾区東金町１丁目13番２号
破産者　鈴木　健文
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
山梨県南都留郡道志村7407番地の１
破産者　佐藤　正臣
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係